

| | |
|---|--|
| | <p>いを避けることとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速で効果的な情報の流れを強化するため、公式コンタクトポイントを一つに指定すべきであるとされたが、実際には現実的でないこともあるので、複数の公式コンタクトポイントを指定することを妨げないことも確認された。 ・EC からは T/PT システムが汚染食品等の生産場所や販売先の追跡に役立つ旨の文書を追加したいとしたが、ガイドラインの目的を変えてしまうものであるとの指摘があり、採用されなかった。 ・修正を加えた本ガイドライン案を Step 5 に進め、次回総会において Step 6、7 を省略し、Step 8 として採択に付することを勧告した。 <p>→27回総会(2004年6月)において採択された。</p> |
| (3) 食品輸入管理制度に関する 「適当な期間」の明確化について | <ul style="list-style-type: none"> ・「輸入食品輸入管理制度ガイドライン」に規定された「適当な期間」について第 26 回総会におけるパラグラフからの提案に基づき作成された資料が議論された。 <p>○第 13 回会議(2004 年 12 月 :H16)議題7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「輸入食品輸入管理制度ガイドライン(CAC/GL 48-2003)」のパラグラフ 35 にある「適当な期間”a reasonable interval”」が具体的にどの程度の期間を意味しているのかということについてパラグラフが用意した討議資料をもとに、議論を進めた。 ・背景には WTO の決定がある。「適当な期間 ”a reasonable interval”」とは通常少なくとも 6 カ月の期間を意味すると理解すべしとする WTO の決定(WT/MIN(01)/17)が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS)や技術的貿易障壁に関する協定(TBT)協定を含む WTO 協定に影響を与えるため、コーデックスにおいても既存の文書に記された「適当な期間」を「少なくとも 6 カ月」に置き換える必要性があるかとの問題提起がなされた。議論の結果すべての CCIFCS における文書の修正を行う必要はないとされたが、「輸入食品輸入管理制度ガイドライン」については、その期間を明確化するため、WTO 決定(WT/MIN(01)/17)の脚注を付けることを第 28 回総会に提案することで合意した。 ・関連して「遅滞なく(undue delay)」についても今後の課題とされた。 |
| (4) 電子証明のための原則 (CAC/GL38-2001) http://www.codexalimentarius.net/download/standards/375/CXG_038e.pdf | <ul style="list-style-type: none"> ・本原則案は、昨今電子証明書のやり取りが増加していることから、現行の「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン」(CAC/GL38-2001)の付属文書として、電子証明書の作成、転送、受理についての原則を検討するために、オーストラリアを中心とした作業部会により作成されたもの。 ・本原則案には、輸出国および輸入国間での電子データの交換に際しての、国際的な標準規格(ISO や UNTDED)への準拠や、データへの不正な侵入への対応としてファイヤウォール、アクセスの制限等のセキュリティ確保についても言及されている。 <p>○第 13 回会議(2004 年 12 月 :H16)議題3b</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業グループの議長を務めたオーストラリアより、草案の原則について説明がなされた。原則のポイントは以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> ① 原則は電子証明書を使用する輸出国輸入国との間のガイダンスである ② 特定の技術や IT システムを義務付けておらず、技術的に中立である ③ すでに多くの国で電子証明書が用いられていることから、原則の検討が喫緊の課題である ④ データの要素は、国連の UN/CEFACT(United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business)を参照し、また、UN/CEFACT では ISO のデータ標準を取り入れている ⑤ データのセキュリティについても盛り込まれている ⑥ 電子証明の実施に当たっては途上国への配慮が必要 ・本原則案の第 28 回総会(2005 年 7 月 :H17)での採択に向け、Step 6、Step 7 を省略し、Step 5/8 へ進めること、既存の「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン」(CAC/GL38-2001)の付属文書として総会に付すことで合意した。 <p>→第 28 回総会(2005 年 7 月)で付属資料として添付することが了承された。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(5) リスクベースによる輸入食品の検査のための原則およびガイドライン原案</p> | <p>○第 12 回会議(2003 年 12 月 :H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国から、リスクベースによる輸入食品の食品安全管理の検査のためのガイドライン策定を新規作業とする提案がなされた。 ・米国を中心とする作業部会が提案書を作成し、新規作業としての承認を次回総会で求めることとなった。 <p>○第 13 回会議(2004 年 12 月 :H16)議題 3c</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の議長である米国から説明された、文書(CX/FICS 04/13/3)のポイントは以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> ① 科学ベースの要件に関する透明性と国際的調和の必要性、 ② 輸入国と輸出国の要件の一貫性の必要性、 ③ 科学ベースの意思決定の重要性、 ④ 輸入時に必要とされる検査のレベルに関して決定する際に考慮する輸出国の検査管理、 ⑤ 迅速な輸入手手続きの必要性、遅延を減少させるための管理組織間の情報共有・調整の重要性 ・本素案については、「食品輸入管理制度ガイドライン」(CAC/GL47-2003)等、他のコーデックス規格との関連性を考慮すべきとされた。また、リスク分類と検査強度との関連、「リスクベース」の広い意味について検討すべきとの意見があった。 ・また、スコープについて、非安全面に関する事項(経済的不正行為の予防等)にも拡大すべきとの意見もあったが、食品安全のみに焦点を置くべきとの意見も出された。 ・本素案は標題を「リスクベースによる輸入食品の検査のための原則およびガイドライン素案」と改め、2005 年 9 月に米国を議長とする作業部会により、本素案のさらなる見直しを行い、Step 3として意見を求めるに合意した。 <p>○第 14 回会議(2005 年 11 月 :H17)議題 3b</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2005 年にブリュッセルで開催された物理的作業部会(米国が議長)において作成した文書をもとに議論がなされた。 ・本原案は「食品輸入管理制度ガイドライン」の付属文書とすることとされた。 ・2006 年の第 23 回 CCGP において「リスクベース」や「科学ベース」の定義の必要性があるかを検討することとされているので、定義が策定された場合には、本部会において再度議論する必要性が生じる可能性もあることが指摘された。 ・ニュージーランドなどが「リスクベース」の定義について CCGP で議論する予定であることから、現段階でステップを進めることに反対したが、Step 5/8 で総会に採択を求めることで合意された。 |
| <p>(6) 食品輸出入検査・認証制度における T/PT の適用のための原則(CAC/GL 60-2006)) http://www.codexalimentarius.net/download/standards/10603/CXG_060e.pdf</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 回会議(2002 年 2 月 :H14)において、トレーサビリティについて「食品の輸出入検査証明制度への適用のためのガイドライン」を作成することとなり、スイスを中心とする作業部会が設置され、2002 年 8 月スイスのフリブルーにおいて開催された。 ・第 27 回総会(2004 年 6 月)において T/PT の定義(「生産・加工・流通の特定段階において、食品の動向を追跡する能力」)が定められた。 <p>○第 11 回会議(2003 年 2 月 :H15)議題 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 回会議において、スイスが討議資料を準備することになった(CX/FICS 02/11/2)。 ・第 49 回及び第 50 回執行委員会では、T/PT は、①SPS 措置としての食品安全の目的を持つか、あるいは②TBT 措置として正当な目的を持つかしなければならないとされた。この二つの目的のうちどちらが優先するかについては言及しなかったが、①の T/PT は、リスク分析の作業原則におけるリスク管理オプションにおいて用いられるとした。 ・スイスが議長を務めた作業部会で以下の点が論じられた。T/PT の要素として特定された点は、T/PT は、食品を特定できること、どのように加工等されたか、どこから仕入れられてどこに送られるのかなど、製造情報と製品情報が一致することされた。ただし、これらの要素は使われる目的によって変化しうることも認識された。 ・トレーサビリティは食品安全を優先的に議論すべきとする意見(米国、ニュージーラ |

| | |
|---------------------------------|--|
| | <p>ンド、ブラジル、タイ等)と、食品安全と公正な貿易との両方にかかわるとする意見(EU)の対立があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーサビリティの「定義」そのものについては CCGP で議論されることとなった。CCFICS では食品検査証明制度に係るトレーサビリティを検討することされた。 引き続きスイスを議長とする作業部会を開催することとなった。この作業部会には EU、米国、カナダ、オーストラリア、日本のはか、BIO、グリーンピース、CI なども参加を表明した。 |
| ○第 12 回部会(2003 年 12 月 : H15)議題4 | <ul style="list-style-type: none"> スイスが座長として行った作業部会の報告書に基づいて議論がなされた。その結果は以下の通り。 T/PT は目的ではなく、むしろ手段で、輸出入品の安全性や品質の証明の手助けとなるもの。 既存の CCFICS の文書は T/PT に関する整合性のある原則を持ち合わせてない。 それゆえ CCFICS において T/PT についての文書を策定するべきかを検証する。 EC、日本等は、新規作業を支持すること、安全性確保目的のみならず、表示の信頼性確保等の目的のためにも重要であることを表明した。 米国等も新規作業を支持し、特に、第一歩として原則を検討すべきとした。 オーストラリア等は、T/PT の定義を明らかにするための一般原則部会での作業の結論を待つべきとして作業の中止を提案した(他の部会、特に一般原則部会からの更なるガイダンスを待ち、適当であれば、後の段階で更なる行動を決定)。 また、この問題をより理解するために、実際の経験を持つ国々が他の国々と情報交換を行うためのセミナーやワークショップを設ける必要性が強調され、来年に開催される予定の食品安全規制当局者のグローバルフォーラム 2 や次回のコーデックス地域調整委員会に関連して開催することが確認された。 本部会では、T/TP の定義の欠如、T/PT を実施することによるコストの問題への懸念が表明された。 次回の部会においても、T/PT についての議論を継続することで合意し、オーストラリアが T/PT の原則に関する文書を用意することとなった。 |
| ○第 13 回会議(2004 年 12 月 : H16)議題4 | <ul style="list-style-type: none"> 議長から、27 回総会で CCGP において策定された T/PT の定義(「生産・加工・流通の特定段階において、食品の動向を追跡する能力」)が採択されたこと、T/PT の原則に関して新規作業の提案をすること、との説明があった。 各地域調整部会の代表から、T/PT の議論の結果が示された。CCASIA の代表の韓国は、T/PT の適用に関して、原則が策定されることを評価するとしたうえで、いくつかの考慮事項を示した。CCLAC 代表のアルゼンチンからは、T/PT は食品安全の目的のためのリスクマネージメントのツールとしてのみ使用すべきだとの結論が出されたことが示された。 T/PT の適用に関しては、考え方も実践の方法も国によって異なることが理解された。他方で、すでに ISO などほかの国際機関が T/PT について取り組みを始めていることから、国際食品規格の策定においてコーデックスがリードを取るべきとの意見があった。 また、多くの発展途上国では、小規模農家が多く、生鮮食品は T/PT の実施が困難なため加工食品にのみ適用すべきであるとの意見もあった。 T/PT の適用の範囲について、食品安全と非食品安全の問題を含む幅広い適用範囲があることについて合意した。 また、T/PT は「食品安全」を優先的に扱うべきとする意見があったが、EC は T/PT は公正な取引にも役立つとの認識を示した。議論の結果、T/PT はコーデックスの組織目的である、消費者の健康保護と公正な食品貿易という 2 つの目的を対象とすることを確認した。 本部会は「食品安全・認証制度に係る T/PT の適用のための原則」の策定について合意し、第 28 回総会(2005 年 7 月 : H17)で新規事業として承認された後、オーストラリアを議長(副議長はアルゼンチンとノルウェー)とした作業部会(2005 年 9 月)を開くこととなった。 |

| | |
|--|--|
| | <p>○第 14 回会議(2005 年 11 月 :H17)議題3c</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2005 年にブリュッセルで行った作業グループの報告書(CL 2005/6-FICS)をベースに議論を行った。議長からは、以下の点が確認された。①T/PT はそれ自体が食品安全や公正な貿易の促進をするものではなく、ほかの措置や要求事項との組み合わせることにより発揮される。②輸出国は輸入国の食品検査認証システムの目的を満たせばよく、輸入国の T/PT と同一の手段をとる必要はない。③T/PT の概念は、フードチェーン(生産から流通まで)のどの特定の段階においても、当該食品がどこから来て(一段階遡及)どこへ行ったか(一段階追跡)を確認できるものである。④国は T/PT を食品検査認証システムに導入する場合は、その目的を輸出国に説明できるようにしなければならない。 ・その他、原案には、以下の点も盛り込まれた。⑤T/PT は、食品由来の危害や欺瞞的商業行為からの消費者保護および正確な製品説明に基づいた貿易の促進を図るために、食品検査・認証制度に適用されるツールであること、⑥T/PT ツールを含む食品検査・認証制度の目的、対象および関連する手続きは、透明性を保ち、要請に応じ輸出国の政府機関に提供されなければならないこと、⑦その適用にあたっては、発展途上国の実行可能性を考慮に入れること。 ・本原案は既存のコーデックスガイドラインの添付文書ではなく、独立した文書として取り扱い、Step 5/8 で総会に採択を求めることが合意された。 <p>→29回総会(2006年7月)において採択された。</p> |
| (7) 公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドラインの改訂 (CAC/GL38-2001) http://www.codexalimentarius.net/download/standards/375/CXG_038e.pdf | <p>・「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン」(CAC/GL38-2001)をより精巧なガイドラインとするための見直し案</p> <p>○第 12 回部会(2003 年 12 月 :H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部会において米国を中心に討議文書を作成し、次回部会で議論することになった。 <p>○第 13 回会議(2004 年 12 月 :H16)議題6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン改訂の新しい作業に着手する提案がおおむね支持され、新規事業としての承認のため、第 28 回総会(2005 年 7 月)に提示することで合意した。 ・米国を中心とした作業部会がガイドラインの改訂案を準備することとされた。 <p>○第 14 回会議(2005 年 11 月 :H17)議題3d</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国から、時間的制約から多くのメンバーからのコメントに対し、十分な修正ができないかったため、作業部会にてさらなる見直しを行うことが提案された。 ・EC から、不法輸入や偽造証明書の事例が紹介された。こうした行為は、消費者の健康保護と食品貿易における公正な取引のために輸入国が講じている施策に危機をもたらすとともに、輸出国の食品産業の信頼を損ねるとして、このガイダンスによりこうした行為から守られることも対象とするのかを検討すべきとの意見が出された。 ・国際獣疫事務局(OIE)が、OIE の証明書基準の改訂が行われており、コーデックスの作業との調整に強い関心を持つとした。動・植物検疫と食品安全に関連した情報を含む証明書の一本化も視野に入れていることについて支持した。 ・最終的に当該ガイドライン改訂原案は、Step 2 へ戻し、米国を議長とする作業部会により書き直すこととし、作成にあたっては違法輸入、偽造証明書問題も考慮することで合意され、改訂原案作成の作業部会へは日本も参加を表明した。 <p>○第 15 回会議(2006 年 11 月 :H18)議題3a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006 年ブリュッセルで開催された作業グループの議長を務めた米国から、以下の説明がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ①証明書は食品安全と公正な貿易の両方に用いられ、この二つの概念を文書に盛り込むこと、 ②文書が対象となるのは、証明書そのものの作成と発行にあり、証明手続を対象としているものではない。 |

| | |
|---|---|
| | <p>③輸出国による、荷口ごとの証明書の発行以外の手段で同じ目的を達成できる可能性にかかる新たな原則の導入 ④偽造証明書の問題は深刻であることから、それに関するセクション(セクション9)を追加。ただし、意図的な偽造(fraud)証明と、単なるミスによる無効(invalid)な証明は異なるものとして扱うことも確認された。</p> <p>議題6</p> <ul style="list-style-type: none"> Step 6、7を省略し、Step 5/8で採択するよう第30回総会(2007年7月開催)に諮ることで合意された。 <p>→30回総会(2007年6月)において採択された。</p> |
| (8) 乳・乳製品の輸出証明書モデル案の「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン(CAC/GL38-2001)」との整合性 | <ul style="list-style-type: none"> 第15回会議(2006年11月)において、乳・乳製品部会(CCMMMP)から「乳・乳製品輸出証明書モデル原案」とCCFICSの「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン」(CAC/GL38-2001)との整合性についてコメントを求められていた。 <p>○第15回会議(2006年11月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在CCFICSにおいて「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン」(CAC/GL38-2001)の見直し作業中であることから、今回の審議結果と各国からのコメントをふまえて、オーストラリア事務局が両文書の整合性を検証した作業文書を、次回(第16回)会合までに準備することで合意された。 CCFICSからの回答は、第8回CCMMMP(2008年開催)に付託される。 <p>○第16回会議(2007年11月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア事務局が用意し、本部会での議論を踏まえて修正したCCFICSのコメント案を乳・乳製品部会(CCMMMP)へ提出するとともに、各国から出された意見も併せてCCMMMPへ送付することになった。 |
| (9) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に係るガイドラインの付属文書(CAC/GL53-2003) http://www.codexalimentarius.net/download/standards/10047/CXG_053e.pdf | <ul style="list-style-type: none"> 第26回総会(2003年6月:H15)において採択された「食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」(CAC/GL53-2003)について、韓国およびペルーからのコメントに基づき、ガイドラインの実施に資するように、より具体性をもたすための添付資料について検討することとしたもの <p>○第13回会議(2004年12月:H16)議題3a</p> <ul style="list-style-type: none"> 原案は、米国を中心とした作業部会に日本も参加して作成された。 作業にあたっては、既存のガイドラインとの整合性を図りながら、以下の6項目について、優先順位を決定し、段階的に検討することが提案された。 <ul style="list-style-type: none"> ①同等性を評価する措置の特定 ②同等性評価のための要請文書の必要事項 ③同等性評価のための輸出国への現地訪問の条件 ④比較のための客観的な根拠(OBC) ⑤同等性の判断手続きの詳細項目 ⑥輸入国による技術的援助・協力 討議の結果、同等性評価を行うためのベースとなる必要事項等にかかる②、④、⑤の作業を優先的に実施することで合意され、米国を中心とする作業部会を再招集することになった。また、⑥については米国が別途討議文書を作成することになった。 <p>○第14回会議(2005年11月:H17)議題3</p> <ul style="list-style-type: none"> 2005年ブリュッセルで開催された作業部会の議長の米国から、前回の会議では、優先順位をつけて、項目ごとに検討をするとして、①から⑤の5項目のうち、②、④および⑤について原案が示されたが、全5項目、(場合によっては別途扱うとしていた⑥輸入国による技術支援にかかる情報提供も)一つの付属文書として作業を進める方が合理的であるとの提案がされた。 文書原案をStep 2へ戻し、米国を議長とする作業部会において書き直すこととし、5項目を一つの付属文書として作成することで合意した。技術援助については、議題5で取り上げ、付属文書に取り入れるか、単独文書にするか検討を重ねることとした。 |

| | |
|--|---|
| | <p>○第 15 回会議(2006 年 11 月 :H18)議題3b</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006 年ブリュッセルで開催された作業部会において作成された原案について、親文書との関係性の明確化・差別化の必要性や OBC については具体的な事例を提示することの必要性、輸入国側の同等性評価上の負担への考慮の必要性、といったことが指摘された。時間的な制約から一般的な議論を行うにとどめ、本文書は Step 2 に差し戻すこととされた。 ・2007 年 7 月に物理的作業部会を開催し、次回部会で再度議論することとなった。 <p>○第 16 回会議(2007 年 11 月 :H19)議題3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の議長の米国から、2007 年に開催した作業部会の報告がなされ、これをもとに議論された。草案については、その文章構成、親文書(CAC/GL53)との整合性、スコープの明確化、において改善されたと評された。 ・「比較のための客観的根拠(Objective Basis of Comparison)」は、定量的または(および)定性的なものであることを明示すべきとした。 ・また、その具体的な事例は盛り込まうこととした。 ・EC より、「同等性の維持(maintenance of equivalence agreements)」に関する新たなセクションを設ける提案があったが、原案作成の最終段階で新たなセクションを挿入することに懸念が示されたことから、本原案には盛り込まないこととした。 ・Step 6, 7 を省略し、Step 5/8 で採択するよう第31回総会(2008 年 6 月開催)に求めることで合意された。 <p>→31回総会(2008年6月)において Step 5/8 で採択された。</p> |
| (10) 衛生証明書の一般様式原案 (公的証明書の設計、作成、 発行および使用のためのガ イドラインの付属文書)(CAC ／GL38-2001) http://www.codexalimentari us.net/download/standards/ 375/CXG_038e.pdf | <ul style="list-style-type: none"> ・当該原案は「公式証明書の様式と証明書の設計、作成、発行および使用に関するガイドライン(CAC/GL38-2001)」に Annex として添付される衛生証明書の一般様式について、第31回総会(2008 年 6 月)で新規作業として採択されたものである。 <p>○第 16 回会議(2007 年 11 月 :H19)議題 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CX/FICS/07/16/19 に基づき議論がなされた。EC は、最近修正がなされた食品輸出入検査認証制度のデザイン、実施、評価及び認可に関するガイドラインの原則 E が明示化され、調和を促進するためのテンプレートを作成すべきとした。「衛生証明書の一般的な様式の作成」について、作成に当たって考慮すべき点として下記の意見が示された。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在発行されているさまざまな証明書への影響を考慮すべき ・将来導入されると思われる電子認証も視野に入れた柔軟性や、各国のリソースにも配慮すべき ・IPPC(国際植物防疫条約)や OIE などほかの国際機関との作業と整合性を図るべき(日本) ・こうした作業はほかの国際機関でも実施されている。国連の貿易促進と電子ビジネス(UN/CEFACT)など。 ・ほかの部会で作成済み・作成中の証明書の様式を尊重すべき(日本) ・次回の部会において Step 4 で議論するための原案作成を目的として、EC 主導の物理的作業部会を設置(日本も参加を表明)し、2008 年 6 月または 7 月にブリュッセル(ベルギー)で開催予定。 <p>○第 17 回会議(2008 年 11 月 :H20)議題 5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008 年 7 月にブリュッセルで開催された作業部会が作成した案(CX/FICS 08/17/5, Appendix I)をもとに議論された。 ・他の部会ですでに採択されているモデル証明書(魚・魚製品、乳・乳製品)については、本原案が採択されたのち、各部会において整合性を検討するよう勧告された。 ・作業部会(2008 年 7 月)が作成した原案の内容や構成は基本的に支持され、証明書に含まれるべき要素およびその説明書きについて議論がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 証明書発行後に、荷受人、入国地點、輸送方法の詳細に変更があった場合 その変更を輸入国所管官庁に当該変更を知らせる責任は輸入者にあると明確化した。 |

| | |
|---|---|
| | <p>②証明書が発行される時点で食品を輸出する者が知り得ない項目を証明書に含めるべきではない、との意見を受け、「わかる場合には(if known)」等の言葉が補足された。</p> <p>③OIE(国際獣疫事務局)の衛生証明書モデルと整合をとって、「移動中の条件(Condition of transport)」の項目を「移動／保管中の条件(Condition of transport/storage)」に変更された。</p> <p>④通過地点(for transit)の項目は多くの場合、検査および証明書発行の現段階で輸出国の所管官庁が確かめられるものではないとの理由により、削除された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該原案を Step 5/8 で採択するよう総会に求めることで合意された。 <p>→32回総会(2009年6月)において採択された。</p> |
| (11) 海外監査および検査の実施 のための原則およびガイド ライン原案(提案国:豪州) | <p>・輸入国による現地調査、監査または検査の原則およびガイドラインであり、2008年6月の第31回 CAC(2008年6月)で新規作業として採択された議題。</p> <p>○第 15 回会議(2006 年 11 月 :H18)議題5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外監査団(foreign audit team)の実施が増大していることから、FICS の既存の文書にある関連する文書等を一つの文書にまとめることは有用であるとの提案に対して、支持があった。「audit」や「inspection」といった用語については、国によって理解が異なるため、これらの意味と対象範囲を明確化することは有用であるとされた。 ・討議文書を作成するためにオーストラリアを座長とする電子作業部会を設置することとなり、日本も本作業部会への参加を表明した。 <p>○第 16 回会議(2007 年 11 月 :H19)議題6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書中に提案されていたガイドライン案に関して議論されたのは以下の点であった。 <ul style="list-style-type: none"> ・"system-based approach、"の説明を入れるべき(日本、カナダ) ・海外現地査察および検査を示す用語(on-site visit、On-site verification 等)の定義の検討(日本) ・査察の費用負担の責任の所在についての明確化に ・訪問回数を抑えるための仕組み ・監査前の活動やレポート使用に関する規定 ・既存の規格との関係を明確にする必要性 <p>○第 17 回会議(2008 年 11 月 :H20)議題4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007 年にブリュッセルで開催された物理的作業部会の報告書をベースに議論を行った。本原案はこれまで独立した文書として作成するとしてきたが、「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン(CAC/GL26-1997)」のセクション9の「検査認証システムの評価と検証」と重要な関連性があることから、本原案は既存の Annex と置き換えることで合意された。 ・ガイドラインの範囲について、監査(audit)に限定するのか、検査(inspection)まで含むのかということについて議論があった。 ・時間の制約からパラグラフ 5 以降の議論ができず、本原案をステップ 2 に戻して来年の部会で再検討することとされた。 ・2009 年6月または7月に米国で物理的作業部会(座長:豪州)を開くこととなった。 <p>○第 18 回会議(2010 年 3 月 :H22)議題4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009 年7月、米国で開催された物理的作業部会(座長:豪州)で作成した原案に必要な修正を行い、本原案を Step 5/8 に進めることで合意した。 ・輸入国が輸出国の検査認証制度の評価を行う際に用いれるすべてのツールを備えたものとなるとした。 <p>→33回総会(2010 年 7 月)において「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン(CAC/GL26-1997)」の現在の付属文書と差し替える形で採択された。</p> |

VI. 現在検討中の議題等

| 現在検討中の議題 | 各国の対応 |
|-------------------------------------|--|
| (1) 国内の食品管理システムのための原則およびガイドライン原案 | <p>○第 15 回会議(2006 年 11 月 : H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国の国内査察制度に関するガイドラインを作成することについては、合意が得られた。しかし国内について取り扱うには、CCFICS の委託事項を変更する必要があるのではとの意見があった。これに対し、「CCFICS の委託事項はすでに十分)カバーできる」、「既存のガイドライン(『食品輸出入システムに関するガイドライン(CAC/GL47-2003)』)にすでに国内査察制度に対する言及がある」等の意見が出された。そのため、オーストラリアが作業の必要性について詳細な討議文書を作成することとなった。 <p>○第 16 回会議(2007 年 11 月 : H19)議題5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアの用意した討議文書 CX/FICS 07/16/5 をもとに、現在のコーデックス・FICS の文書が国内検査制度に十分なガイダンスを提供しているのか、現在の TOR が国内制度も含むのか議論を行った。輸出食品の安全性は、輸出国内の食品検査制度に関係しており、その制度改善は輸出機会の拡大に資するなどとして、本提案を新規作業とする意見があつたが、数カ国より懸念も示された。 ・議長は一般的な支持はあるものの、新規作業とするにはコンセンサスに至らないとして、オーストラリアを中心とした電子作業部会を設置し、再度修正文書を作成することとした。文書の作成に当たっては、本部会での議論、提出意見および FAO、WTO、OIE 等の関連機関が作成している既存のガイダンス等を考慮するものとした。 <p>○第 17 回会議(2008 年 11 月 : H20)議題6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部会において、ガイドラインを作成することを決定した。本ガイドラインは、特に国内食品管理制度の発展途上にある国にとって有用であるとされ、また、国内制度と輸出管理制度の調和も重視された。 ・日本より、まず本ガイドラインへの各国ニーズを地域調整部会で特定し、次に特定された問題をどう取り扱うかについて CCEXEC および CAC で議論すべきである旨主張したものの、賛同が得られず、新規作業として第32回 CAC(2009 年 6 月)に提案することとなった。 ・2009 年 6 月または 7 月に米国で物理的作業部会(座長:オーストラリア)を開くこととなった。 <p>○第 18 回会議(2010 年 3 月 : H22)議題5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国で開催された物理的作業部会の文書に基づいて検討がなされた。多くの国が本文書の重要性および作業への支持を表明したが、依然として文書構造などに関してさらなる作業が必要とされた。本文書の作成に関して以下の主要な意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> ・本文書は「国内食品管理システム」について共通理解を構築すべき ・本文書は独立文書とすべき ・本文書は食品管理システムを構築中の国や、強化をしようとする国 のガイドとなるよう広範な範囲を含みつつ、高いレベルの原則を提供すべき ・FAO/WHO の代表からは、構成要素として教育やコミュニケーションも考慮されるべきとの指摘があつた ・Step 2 に戻して次回の部会で再度検討することで合意した。 ・次回部会で検討する見直し原案を作成するため、2011 年初頭に物理的作業部会(座長:豪州)を開催すること、またその原案は、本部会で行われた上記の議論や結論を十分に考慮することで合意した。 |

| | |
|--|---|
| | <p>○第 19 回会議(2011 年 10 月 :H23) 議題4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年開催した作業部会の原案をもとに議論。 ・文書の中の「原則」に関して、「同等性」を取り入れるかどうか議論がなされた。同等性は認証の一形態に過ぎないとする先進国等と、同等性をあくまで原則の一つとして取り入れたいとする途上国との議論がなされた。結果として双方の意見を取り入れた形で収まった。 ・第 4 章の部分については、重複と整合性の欠如があり分かりにくいため、日本と豪州が食品管理システムの流れから整理しなおすことを提案。日・豪を含む会期内作業部会により、原案を作成。①Policy setting → ②System design → ③Implementation → ④Monitoring and System Review と最後の結果からすべての工程にフィードバックされる Continuous improvement から成るダイアグラムをもとに、文書を再構成することとなった。4 章の部分を Step2 に差し戻し、これを除く 1-3 章は Step5 とした。また物理的作業部会を開催することとなった。 |
|--|---|

VII. 作業中止(休止)となった議題

| 現在 中・休止中の議題 | 各国の対応 |
|--|--|
| (1) 輸入食品の不格品に関する政府間での情報交換のためのガイドラインの改訂についての討議資料 | <p>・既存のガイドライン「輸入食品の不格品についての情報交換のためのガイドライン」(CAC/GL25-1997) について、インドを中心とした作業部会が改正案を作成したものである。</p> <p>○第 13 回会議(2004 年 12 月 :H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は第 12 回会議において、インドが議長として作業部会を設置して検討することとして開始された。 ・アジアの地域調整国である韓国からは議論を続けることを支持している旨発言があった。しかし、他の国々は、本討議資料はまずはじめにガイドラインの改訂の明確な必要性を証明するよりもむしろガイドラインの変更点に焦点が当てられていると指摘した。 ・インドを中心とした作業部会がガイドラインの改訂の必要性を明確にするために再度討議資料を準備し、次回の部会で新規の作業にかかる検討することとなった。 <p>○第 14 回会議(2005 年 11 月 :H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂の提案理由として、原則の追加によりどのような情報交換が求められるかについての条件が明確になる、不格品について輸出国の規制監督庁がどのような状況下で情報交換が求められるかについて明らかになる等の理由が挙げられたが、既存のガイドラインで十分とする意見が多く、現段階では、議論を中止することとした。 ・他方で、偽造証明書や不法な輸入品についての情報交換に関するガイドラインは有用とされ、一般公式証明書の様式と、設計、作成、発行および使用に関するガイドラインの改定についての作業グループを設置して議論することとなった。 |
| (2) 食品輸出入検査認証の原則(CAC/GL20-1995)および食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン | <p>・食品輸出入検査認証の原則(CAC/GL20-1995)および食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン(CAC/GL34-1997)の二つの文書について、その後の情報等をアップデートするための見直し作業をニュージーランドが提案したものである。</p> <p>○第 15 回会議(2006 年 11 月 :H18)議題5</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| (CAC/GL34-1997)の改正の必要性に関する討議文書 | <ul style="list-style-type: none"> ・「食品輸出入検査認証の原則(CAC/GL20-1995)」および「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン(CAC/GL34-1997)」について、改定をする必要があるとして、ニュージーランドから提案がなされた。 ・昨今の検査やコーデックス規格に関する考え方の変化を反映させるべきとして支持する意見もあったが、各国から現状のガイドラインで特段の問題は生じていない等の意見が出されたため、ニュージーランドが作業の必要性の根拠についてさらに包括的な文書を用意することとなった。 <p>○第16回会議(2007年11月:H19)議題4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案国であるニュージーランドより、現在ほかの重要な作業が進行中であることから、将来再提起するまで作業提案を取り下げる旨の提案がなされ、合意された。 |
| (3) 食品検査認証制度に係る強制規格の同等性評価に関する討議文書 | <ul style="list-style-type: none"> ・このガイドライン案は、強制規格に関する同等性評価、適合性評価手続きの同等性、相互承認に関して、2002年開催され第11回会議を踏まえ、オーストラリアを中心とする作業部会により討議文書が作成された。 <p>○第12回会議(2003年12月:H15)議題5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書では、強制規格の適用による貿易問題などについてまとめている。・WTO/TBT委員会は、3年おきに実施されるTBT協定の運用と実施に関する第2回・第3回のレビューによれば、この問題に関してWTO加盟国間でも異なる考えがあることから、TBT協定の2.7、6.1、6.3の実施に関する議論に注力すべきとの結論であったことを報告した。また、こうしたことを受け、加盟国における、同等性、適合性評価、相互承認に関する経験や情報の共有を開始することになった、との報告があった。 ・ノルウェーからは、強制規格・同等性評価と適合性評価の関係について明確にし、ガイドラインの作成をする必要性が論じられた。 ・他の国々からはCCFICSの付託事項にはTBT協定の強制規格の同等性は含まれないとされた。また、強制規格や適合性評価システムの同等性評価の実施に関する問題点が明確にされていない中で同等性評価の作業を行う必要があるのかとの疑問が呈された。 ・TBT協定の貿易紛争は、措置の同等性評価よりもむしろTBT措置の正当性に課題があるので、ガイダンスを作成してもそうした問題の解決にはならないとされた。 ・結論として、本部会では、現段階においては、この作業を進めないとし、更なる進展があった際に再度取りあげることで合意した。 |

| | |
|---|---|
| <p>(4) 食品の国際貿易における倫理規範に関する質問についての討議文書</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第 22 回一般原則部会(CCGP:2005 年 4 月)では、「安全ではない、不適切な、または輸出国の安全基準を満たさない食品の輸出」に関し、CCFICS の所掌の範囲で何らかの勧告ができるか否かの検討が依頼されたことを受けて議論が開始された。 <p>○第 15 回会議(2006 年 11 月:H18)議題4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子作業部会の議長のカナダから、CX/FICS 06/15/5 に関する説明があり、本件は、「新規作業は CCFICS の委託事項の範囲内」、ということには合意したが、CCGP のいう「安全でない、不適切な、または、国内安全基準を満たさない食品の輸出」に関して CCFICS の既存で対応できるかということについては、意見が分かれた。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の文書で十分でないとする意見として、EC らが、明確な原則を確立すべきで、「食用に適さない食品等を輸出・再輸出してはならない」との原則を CCFICS の既存文書に組み込むことを提案した。 ・すでに既存の文書でカバーされているとの立場のものは、インフラやキャパシティ不足等の問題で実行されていないことが問題として、技術的支援の強化(ただしこれはコーデックスではなく FAO やその他の国際機関が担うべき)を掲げた。 ・電子作業部会としては、CCGP に対して、以下の提案を提示した <ul style="list-style-type: none"> 加盟国政府に対して、「安全ではない、不適切な、または輸出国の安全基準を満たさない食品の輸出」に関する CCFICS の既存文書の内容を実行に移すよう促すこと コーデックスは、FAO 等の国際機関に対し輸入食品の監視システムが不十分な国に技術的な支援を行うよう働きかけること、 コーデックスは、監視システムが不十分な加盟国に対して、輸入食品監視に関する技術援助に優先順位を与える(技術援助を必要とする数ある項目のなかでも、輸入食品監視システムをリストの上位にもってくる)よう勧めること ・コンセンサスが得られなかったことから、CCFICS としては、電子作業部会からの提案について行動を起こさないこととした。 |
| <p>(5) 意図的な食品への混入防止に関するガイダンスの策定に関する討議文書</p> | <p>○第 16 回会議(2007 年 11 月:H19)議題9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国より「意図的な食品汚染(Intentional contamination of food)の防止」に関するガイダンスの策定に関する討議文書の作成が提起された。 ・意図的な食品汚染の問題は様々な監督省庁の問題と関連し、CCFICS がこうした問題のガイダンスを作るのに適切な場ではないではとの懸念が示されたが、次回の部会にて米国が用意した討議文書に基づき議論することとなった。 <p>○第 17 回会議(2008 年 11 月:H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の討議文書では、意図的な食品汚染を経済的な利益を目的としたものと、人への危害を目的としたものの二つに分けた。メラミンの問題などから、食品汚染は非常に重要な問題との共通理解はあったが、「ガイダンスの性質が明確でないこと、意図的な混入が犯罪行為であることから、コーデックスのマニデートを超えた措置が必要となるなどの意見が出され、新規作業としないこととなった。 ・FAO と WHO が食品安全の緊急時の対応に関するガイダンスを作成中であることが指摘された。 ・本作業のいくつかの側面については「国内の食品検査システムに係るガイダンス」を今後議論するなかで取り扱うことができるとの見解が示された。 |

| | |
|---|---|
| (6) 食品に係る要件を満たすための品質保証システムの活用及び促進に関するガイドライン案 | <ul style="list-style-type: none"> 企業がいかに食品の品質保証システムを実施すべきか、また、いかにそれらシステムを公的に認められたものとすべきかを骨格とするもの。 <p>○第 11 回会議(2003 年 2 月 :H15)議題4</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 10 回会議での議論を受けて、作業部会(議長国オーストラリア)は、独立の原則ガイドライン案(CX/FICS 02/11/4)を作成した。この文書は、主として政府向けであるが、現在 ISO においても企業向けに文書を作成しており、本ガイドライン案はその補完的なものとなる。ISO では HACCP についても取り扱っている。 議論の結果、既存のコーデックス文書(CAC/GL 20-1995、CAC/GL 26-1997 において品質保証についても十分にカバーしていること、また HACCP の取り扱いについては既にガイドラインが存在することが確認され、今後議論は行わないことが決定された。 |
| (7) 公的証明書の一般様式の証明事項に関するさらなるガイダンスのための討議文書 | <ul style="list-style-type: none"> 第 18 回会議(2010 年 3 月 :H22)の直前にオーストラリアで行われた APEC 輸出証明書ラウンドテーブルの結果、CCFICS が適切な証明事項モデルを「公的証明書の一般様式」に含めるための追加の作業を検討すべきとの提案を受けた議題 <p>○第 18 回会議(2010 年 3 月 :H22)議題6</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国より、次回部会で検討するための討議文書を作成するとの提案があった。 <p>○第 19 回会議(2011 年 10 月 :H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> CRD3 により追加的説明があった。討議の結果、更なる作業は不要との結論と成了った。 |
| (8) トレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)のさらなるガイダンスの必要性に関する討議文書 | <p>○第 15 回会議(2006 年 11 月 :H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ノルウェーから「食品検査認証制度におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)の適用のための原則(CAC／GL60-2006)」の適用を促進するためのガイダンスの作成が提案された。 T/PT の適用のための原則については、第 29 回総会(2006 年 7 月)で採択されたばかりであり、新規作業は時期尚早との意見があり、合意が得られなかつた。 ノルウェーが作業の必要性について討議文書を作成することとなつた。 <p>○第 16 回会議(2007 年 11 月 :H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的な必要性は認められた。異なるトレーサビリティの仕組みが構築され貿易の障害となる前に、ガイドラインの作成によって国際調和を促そうとする意見と、「食品検査・認証制度における T/PT に関する原則」(CAC／GL60-2006)は 2006 年に採択されたばかりであり、さらなる作業は時期尚早との二つの意見が対立した。 各国における T/PT の適用のための技術的、経済的実現可能性も考慮した討議文書を作成するため、提案国ノルウェーを中心とした電子作業部会を設置することとなつた。 作業部会はアンケートを実施し、その結果はノルウェーによりとりまとめられた。 <p>○第 17 回会議(2008 年 11 月 :H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに集められた情報では、さらなるガイドラインとしてどのようなものが必要であるかが明確でなかつたため、地域調整部会でニーズを特定するよう要請することとなつた。 <p>○第 19 回会議(2011 年 10 月 :H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域調整部会での議論の結果、欧州、中東が必要との見解を示したもの、その他の地域では不要またはポジションの表明をしなかつたとの結果が事務局から説明された。 特段大きな議論もなく、作業の中止となつた。 |

VIII. 議事次第及び報告書

<第12回食品輸出入検査・認証制度部会議題（2003年12月：H15）>

議題1 議題の採択

議題2 コーデックス委員会およびその他の部会からの報告（CX/FICS03/2、CX/FICS 03/2-Add.1）

議題3 食品の緊急事態における情報交換のためのガイドラインの改訂案（CX/FICS 03/3）

-Step3 に対する各国のコメント（CX/FICS 03/3-Add.1）

議題4 食品検査認証制度におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの討論用書面（CX/FICS 03/4）

-各国のコメント（CX/FICS 03/4-Add.1）

議題5 食品検査認証制度に係る強制規格の同等性評価の討議文書（CX/FICS 03/5）

-各国のコメント（CX/FICS 03/5-Add.1）

議題6 その他の作業と今後の業務（CX/FICS 03/6）

議題7 次回会合の日程および場所

第12回 食品輸出入検査・認証制度部会報告書 ALINORM 04/27/30

http://www.codexalimentarius.net/download/report/606/al04_30e.pdf

<第13回食品輸出入検査・認証制度部会議題（2004年12月：H16）>

議題1 議題の採択

議題2 コーデックス委員会およびその他の部会・特別部会からの報告（CX/FICS 04/13/2）

議題3 ステップ4における規格素案および関連文書の検討

3(a)「食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」の付属文書草案について（CX/FICS 04/13/3）

-Step3 に対する各国のコメント（CX/FICS 04/13/3-Add.1）

3(b) 電子証明のための原則素案について（CX/FICS 04/13/4）

-Step3 に対する各国のコメント（CX/FICS 04/13/4-Add.1）

3(c)輸入食品に対しリスクを考慮した検査を行うためのガイドライン原案（CX/FICS 04/13/5）

-Step3 に対する各国のコメント（CX/FICS 04/13/5-Add.1）

議題4 食品検査認証制度におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング（T/PT）について（CX/FICS 04/13/6）

-各国のコメント（CX/FICS 04/13/6-Add.1,CX/FICS 04/13/6-Add.2）

議題5 輸入食品の不格品についての情報交換のためのガイドライン改訂案について

（CX/FICS 04/13/7）

議題6 公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン改訂案について（CX/FICS 04/13/8）

議題7 食品輸入管理制度に関する「適当な期間」の明確化について（CX/FICS 04/13/9）

議題8 その他の作業と今後の業務

議題9 次回会合の日程および場所

第13回 食品輸出入検査・認証制度部会報告書 ALINORM 05/28/30

http://www.codexalimentarius.net/download/report/631/AL28_30e.pdf

<第14回食品輸出入検査・認証制度部会議題（2005年11月：H17）>

議題1 議題の採択

議題2 コーデックス委員会およびその他の部会からの報告(CX/FICS 05/14/2)

議題3 ステップ4における規格素案および関連文書の検討

3(a)「食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」の付属文書草案について(CX/FICS 05/14/3)

-アルゼンチン、エカドル、メキシコのコメント(CX/FICS 05/14/3-Add.2)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 05/14/3-Add.1)

3(b) 輸入食品に対しリスクを考慮した検査を行うための原則及びガイドライン原案について(CX/FICS 05/14/4)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 05/14/4-Add.1)

3(c) 食品輸出入検査・認証制度におけるT/PTの適用のための原則について(CX/FICS 05/14/5)

-エカドル、ボンダラスのコメント(CX/FICS 05/14/5-Add.2)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 05/14/5-Add.1)

3(d)「一般的な公式証明書の様式及び証明書の作成と発行に関するガイドライン」の改訂について(CX/FICS 05/14/6)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 05/14/6-Add.1)

議題4 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改訂についての討議資料(CX/FICS 05/14/7)

議題5 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書「輸出入国間での技術的援助と協力の必要性に関する情報」の作成についての討議資料(CX/FICS 05/14/8)

議題6 その他の作業と今後の業務

議題7 次回会合の日程および場所

第14回 食品輸出入検査・認証制度部会報告書 ALINORM 06/29/30

http://www.codexalimentarius.net/download/report/647/al29_30e.pdf

<第15回食品輸出入検査・認証制度部会議題（2006年11月：H18）>

議題1 議題の採択

議題2 コーデックス総会およびその他の部会・特別部会からの付託事項(CX/FICS 06/15/2)

議題3 ステップ4における規格原案および関連文書の検討

3 (a) 公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン改訂原案(CX/FICS 06/15/3)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 06/15/3-Add.1、CX/FICS 06/15/3-Add.2)

3 (b) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案(CX/FICS 06/15/4)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 06/15/4-Add.1、CX/FICS 06/15/4-Add.2)

議題4 食品の国際貿易における倫理規範に関する質問についての討議文書(CX/FICS 06/15/5)

議題5 その他の事項および今後の作業

議題6 次回会合の日程および開催地

議題7 報告書の採択

第 15 回 食品輸出入検査・認証制度部会報告書 ALINORM 07/30/30
http://www.codexalimentarius.net/download/report/672/al30_30e.pdf

<第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会議題 (2007年11月:H19)>

- 議題 1 議題の採択
- 議題 2 コーデックス委員会およびその他の部会からの報告(CX/FICS 07/16/2)
- 議題 3 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案(ステップ 4) (CX/FICS 07/16/3)
 - Step3 に対する各国のコメント(CX/FICS 07/16/3-Add.1)
- 議題 4 食品輸出入検査認証の原則(OAC/GL20-1995)および食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価・認定に関するガイドライン(CAO/GL34-1997)の改正の必要性に関する討議文書(CX/FICS 07/16/4)
- 議題 5 国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書(提案国:オーストラリア) (CX/FICS 07/16/5)
- 議題 6 海外現地査察および検査の実施のためのガイドラインの策定に関する討議文書(提案国:オーストラリア) (CX/FICS 07/16/6)
- 議題 7 トレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)の適用のためのさらなるガイダンスの必要性に関する討議文書(提案国:ノルウェー) (CX/FICS 07/16/7)
- 議題 8 乳・乳製品の輸出証明書モデル案の「公的証明書の様式と証明書の作成および発行のためのガイドライン(CAC/GL38-2001)」との整合性(CX/FICS 07/16/8)
- 議題 9 その他の事項および今後の作業(CX/FICS 07/16/9)
- 議題 10 次回の会合の日程および開催地

第 16 回 食品輸出入検査・認証制度部会報告書 ALINORM 08/31/30
http://www.codexalimentarius.net/download/report/688/al31_30e.pdf

<第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会の議題 (2008年11月:H20)>

- 議題 1 議題の採択
- 議題 2 コーデックス総会およびその他の部会・特別部会からの付託事項(CX/FICS 08/17/2)
- 議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO および他の国際政府機関の活動に関する報告(CX/FICS 08/17/3)
- 議題 4 海外の監査および検査の実施のための原則およびガイドライン原案(ステップ 4) (CX/FICS 08/17/4)
 - Step3 に対する各国のコメント(CX/FICS 08/17/4 Add.1、 CX/FICS 08/17/4 Add.2)
- 議題 5 衛生証明書の一般様式原案(公的証明書の設計、作成、発行および使用のためのガイドラインの付属文書)(CAC/GL38-2001)(ステップ 4) (CX/FICS 08/17/5)
 - Step3 に対する各国のコメント(CX/FICS 08/17/5 Add.1、 CX/FICS 08/17/5 Add.2)
- 議題 6 国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書 (CX/FICS 08/17/6)
- 議題 7 トレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)のさらなるガイダンスの必要性に関する討議文書(CX/FICS 08/17/7)

議題 8 意図的な食品への混入防止に関するガイダンスの策定に関する討議文書
(CX/FICS 08/17/8)

議題 9 その他の事項および今後の作業

議題 10 次回会合の日程および開催地

議題 11 報告書の採択

第 17 回 食品輸出入検査・認証制度部会報告書 ALINORM 09/32/30

http://www.codexalimentarius.net/download/report/713/al32_30e.pdf

<第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会議題 (2010 年 3 月 : H22) >

議題 1 議題の採択

議題 2 コーデックス総会およびその他の部会から CCFICS に付託された事項
(CX/FICS 10/18/2)

議題 3 CCFICS に関連する FAO/WHO およびその他国際政府機関の活動の報告

3 (a) CCFICS に関連する FAO/WHO の活動の報告(FICS/18 INF/1)

3 (b) CCFICS に関連するその他国際政府機関の活動の報告(FICS/18 INF/2)

議題 4 海外監査および検査の実施のための原則およびガイドライン原案(ステップ
4) (CX/FICS 10/18/3)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 10/18/3 Add.1、 CX/FICS 10/18/3
Add.2)

議題 5 国内の食品管理システムのための原則およびガイドライン原案(ステップ 4)
(CX/FICS 10/18/4)

-Step3に対する各国のコメント(CX/FICS 10/18/4 Add.1、 CX/FICS 10/18/4
Add.2、 CX/FICS 10/18/4 Add.3)

議題 6 その他の事項および今後の作業

議題 7 次回の開催日および開催地

第 18 回 食品輸出入検査・認証制度部会報告書 ALINORM 10/33/30

http://www.codexalimentarius.net/download/report/733/al33_30e.pdf

(仮訳)

食品輸出入検査認証制度についての同等性の合意の形成に関するガイドライン
CAC/GL 34-1999

セクション1——範囲

1. 本文書では、食品輸出入検査認証制度に関して二国間または多国間の同等性に関する合意の形成を希望する政府を対象に実践的なガイドラインを定める。当該合意文書は、条約法に関するウィーン条約に基づく「国際協定」の形を取った拘束力ある文書としてもよいし、公式性の低いその他の取り決め（覚書など）としてもよい。

セクション2——定義

監査とは、体系的に機能上独立した審査であり、計画した目的に活動および関連する結果が合致しているか判定することを目的とする²。

認証とは、食品または食品管理制度が要件に適合していることを公的認証機関および公認機関が書面等で保証する際の手順である。食品の認証は適宜、継続的なオンライン検査、品質保証制度の監査および最終生産物の審査などを含むさまざまな検査活動を基盤とすることができる²。

認証制度とは、公的認証制度および公認認証制度をいう。

同等性とは、異なる検査認証制度が同一の目的を達成する能力である³。

検査とは、食品または食品、原料、加工および流通の管理制度の審査（工程内試験および最終生産物試験を含む）であり、当該審査対象の要件適合を検証することを目的とする²。

検査制度とは、公的検査制度および公認検査制度をいう。

公的検査制度および公的認証制度とは、規制機能もしくは執行機能またはその両方を果たすための権能を有する所轄官庁が運営する制度である²。

公認検査制度および公認認証制度とは、所轄官庁が正式に承認または認知した制度である²。

要件とは、食料品貿易に関連して管轄当局が定めた基準であり、公衆衛生の保護、消費者の保護および公正取引の条件を対象とする²。

セクション3——合意の目的

2. 国⁴は、以下の事項を目的として、食品輸出入検査認証制度に関する合意⁵の形成を希望することができる。

² コーデックス委員会：食品輸出入検査認証の原則（CAC/GL 20-1995）。

³ コーデックス委員会：食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン（CAC/GL 26-1997）。

⁴ 本ガイドラインでは、食品輸出入検査認証制度または他国との同等性に関する合意の交渉について複数の国から行為能力を移譲された地域経済統合機構を「国」に含む。

⁵ セクション1——範囲を参照。本ガイドラインでは「国」および「合意」に言及しているが、管轄当局が合意その他の取り決めを締結する場合が多いであろう。

- (a) 輸出生産物について輸入国の要件との適合を保証する手段を強化すること
- (b) 活動の重複を解消するとともに、共同資源をより効率的かつ効果的に利用すること
- (c) 専門知識、支援および情報を協調的に交換しあう仕組みを整備することにより、要件適合の確保および強化に資すること

3. 同等性に関する合意は、一般的に貿易の条件ではなく、むしろ貿易障害を最小限に抑えて輸入国の要件が満たされるように図る手段となることを目的とする。例えば、当該合意によって輸入国が行う物理的照合もしくは規格に照らした検査の実施、または原産国での追加認証の回避のためのサンプル抽出の割合が減少する場合がある。

セクション4——合意の範囲および種類

- 4. 本ガイドラインは、二国間合意と多国間合意の両方を対象とすることを目的とする。当該合意の対象は、貿易当事国間の一方の貿易であっても、双方の貿易であってもよい。
- 5. 管理認証制度を対象とする同等性に関する合意は、当事国間の合意に従って、食品安全の側面を取り上げてもよいし、食品のその他の関連要件を取り上げてもよい。当該合意は、特定の貿易分野または特定の生産物に限定してもよい。当該合意は、要件の一部または全部について同等性が確立された場合に形成することができる。
- 6. 同等性に関する合意においては、貿易の対象となる特定の生産物に関する証明書もしくはその他の形式の認証についての規定を含めてもよい。あるいは証明書およびその他の形式の認証を免除する規定を設けてもよい⁶。

セクション5——二国間または多国間の討議の開始前に検討すべき事項

- 7. 輸入国は、輸出国の措置が輸入国の要件を満たしているか検討および判定する。ただし、いかなる判断も客観的な基準に基づいて行わなければならない。
- 8. 一般的に合意の形成にはかなりの資源が必要になる。したがって輸出国と輸入国は、必要な評価を行うために利用できる資源が限られていることを認識した上で合意形成までの協議について優先事項を設定しなければならないことがある。こうした優先事項は、世界貿易機関（WTO）の権利および義務に抵触するものであってはならない。
- 9. 国は、優先事項を設定する際に、以下の問題の一部または全部について検討することができる。
 - (a) ある特定の生産物カテゴリーから生じる公衆衛生リスクを理由に当該カテゴリーを優先すべきか
 - (b) 合意の主題となる生産物について輸出国と輸入国との間にかなりの貿易量があるか、また、両国間の合意が貿易を推進することになるか
 - (c) 適切な管理制度を維持するに足りるインフラおよび資源が輸出国にあると考えられる

⁶ CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 45 を参照。

か

- (d) 輸出国の生産物が輸入国の要件を順守していない率は低いか
- (e) コーデックス委員会の食品の国際貿易における倫理規範を輸出国が認知し、守っているか
- (f) 当該合意の結果としてかなりの資源が節約されることになるか

10. 同等性に関する合意に向けた討議を開始する国は、当該合意文書の締結の前後両方において評価検証活動を推進するための準備を整える⁷。

11. 同等性に関する合意文書を締結する用意がまだ整っていない国は、当該合意の形成に向けて協力して取り組んでもよい。情報交換、共同訓練、技術協力、インフラ・食品管理制度の整備などは将来の合意形成に向けた足掛かりとなる。輸入国が先進国である場合は、食品輸出が輸入国の要件を満たすことができるようとする制度の確立および同等性に関する合意の形成推進を目的として開発途上輸出国に技術支援を提供することを検討する。

セクション6——同等性に関する合意に向けた討議の開始

12. 同等性に関する合意に向けた討議を開始する国は、以下の事項を明確化する。

- (a) 提案された同等性に関する合意の種類
- (b) 対象とすべき生産物
- (c) 各生産物の管轄当局
- (d) 当該合意によって対処すべき要件の範囲（健康安全、品質保証制度、ラベリング、消費者詐欺など）

13. かかる申し入れを受けた国は、適時に対応する。

14. かかる申し入れを受けた国にとって前向きな対応が困難な場合、当該国は将来的な同等性に関する合意形成を推進するために理由書および関連する提言書を提出する。

15. 両当事国は、当該合意の討議および合意形成を行うために法的権限が存在することを検証する。

セクション7——同等性に関する合意のための協議プロセス

16. 協議プロセスの第一歩として、輸入国は自国の関連管理措置に関する規定の条文をすぐに提供するとともに当該措置の目的を明らかにする。食品安全管理措置について、輸入国は各措置の対象となっている健康リスクを明らかにする。輸入国には存在しないある特定の健康危害（食品媒介病原菌など）が輸出国に存在することが分かっている場合、当該危害およびその対策を明らかにする。

17. 輸出国は、自国の安全管理制度が輸入国的目的または保護水準を適宜、満たすものであることを証明する情報を提供する。

- 食品安全（衛生）管理措置における同等性に関する合意文書は、輸出国の管理措置が輸入

⁷ かかる評価検証活動の実施ガイドラインについては、CAC/GL 26-1997 を参照。

国の管理措置と異なるものであったとしても、輸入国の適切な健康保護水準を満たすものであると輸入国が判定した後で締結する。

- 食品のその他の関連要件における同等性に関する合意文書は、輸出国の管理措置が輸入国の管理措置と異なるものであったとしても、輸入国の目的を満たすものであると輸入国が判定した後で締結する。

18. 同等性に関する合意文書の策定は、両当事国がコーデックス規格、提言およびガイドラインを使用し推進する。

19. 協議プロセスの推進にあたっては、以下の事項について適宜、情報を交換する。

(a) 合意の主題である食品管理制度を一括し一貫して適用する法的根拠となる法的枠組み

(関連法令すべての条文を含む)⁸

(b) 管理のプログラムおよび作業（輸出国の関係措置であって合意の主題となるものすべてに関する規定の条文ならびに管理のプログラムおよび作業に関連するその他の資料を含む）⁹

(c) 判断基準および処置¹⁰

(d) 施設、設備、輸送および通信手段ならびに基本的な衛生および水質¹¹

(e) 研究所（研究所の評価または認定に関する情報および国際的に受け入れられている品質保証技術を研究所が適用していることの証拠を含む）¹²

(f) 適切な訓練、認証および権限を受けた検査員による十分で適正な検査を保証する輸出国側の制度の詳細、ならびに検査員の数および配分¹³

(g) 輸出国の国内制度の監査手順に関する詳細（検査員の公正性の保証および検査員の利益相反の不存在を含む）¹⁴

(h) 輸出国における緊急警告システムの構成および運用に関する詳細

20. 国は、上記の情報を整理して各国間の管理制度の違いを明らかにするために、対照表を作成してもよい。

21. 輸入国と輸出国は、措置や要件の違いを共同で検討するためのプロセスを明確化する。

22. 輸入国の代表者は、輸出国の管理制度が説明のとおりに運営されていることを確認する機会を持つべきである。確認は、「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン」のセクション 9 および関連付属文書記載のとおりにプロセスを適切に評価および検証することで実現できる。

23. 合意形成に参加する国は、次の事項のための手順を確立する。

(a) 同等性に関する合意の形成後も同等性が持続していることの定期的な監査および検証

⁸ CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 20～23 を参照。

⁹ CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 24～29 を参照。

¹⁰ CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 30～37 を参照。

¹¹ CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 38～40 を参照。

¹² CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 41～42 を参照。

¹³ CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 43 を参照。

¹⁴ CAC/GL 26-1997 のパラグラフ 47 およびパラグラフ 52～57 を参照。